

## 大津市身体障害者手帳交付等事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付等の事務処理にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 手帳の交付申請

手帳の交付を受けようとする者は、障害の種別ごとに法第15条第1項に規定する医師の診断書および同条第3項に規定する意見書（身体障害者診断書・意見書（様式第1号）（以下「診断書・意見書」という。））を添えて、市長に対し申請するものとする。申請にあたっては身体障害者手帳交付等申請（届）書（様式第2号）により行い、施行規則第2条に規定する写真をこれに添えるものとする。

### 第3 身体障害者認定基準等

市長は、手帳の身体障害等級の認定にあたっては、身体の機能障害とそれに伴う日常生活活動の障害状況を総合的に勘案して審査するものとし、その基準等については、平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」、平成15年1月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」、平成15年2月27日付け障企発第0227001号同課長通知「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（以下「身体障害認定基準等」という。）及び「大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会認定申し合わせ事項」によるものとする。

### 第4 診断書にかかる照会等

- 1 市長は、申請時に提出された診断書に疑義または不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする。
- 2 市長は、前項によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げる基準に該当するか否かについて疑いがあるときまたは前条に定める基準等のいずれに該当するか不明なときは、必要に応じて、再検査、追加検査または別の医師による診断等を受けるよう指導することができるものとする。

## 第5 大津市社会福祉審議会への諮問

1 市長は、手帳交付申請書に添付された診断書・意見書について、施行令第5条第1項に規定するもののほか、次の各号に規定する事項につき、大津市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) 身体障害認定基準等で定める等級と診断書に記載された意見等級の間に相違がある場合
- (2) 申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがある場合
- (3) 申請者の障害が施行規則別表第5号のいずれに該当するか不明な場合
- (4) 3歳未満の児童のため、医学的専門判断が必要な場合
- (5) 精神障害等との合併症状があるため、医学的専門判断が必要な場合
- (6) 障害が永続する状態であるかの医学的専門判断が必要な場合
- (7) 診断書・意見書の意見等級が「7級」又は「該当しない」と記載されている場合
- (8) 診断書・意見書の記載内容が、身体障害として認定可能か医学的専門判断が必要な場合
- (9) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、手帳交付事務に係る異議申立て又は訴訟等が提起されたときは、必要に応じて前項に準じ、審議会の意見を聴くことができる。

## 第6 身体障害者手帳の交付対象

法第15条第4項の規定に該当する者で、永続的な障害を有すると認められる者（治療やリハビリテーションによって回復が予測される者を除く。）は、身体障害者手帳の交付対象とする。

## 第7 身体障害者手帳の交付申請の決定通知等

施行規則第2条（施行規則第7条第1項において準用する場合を含む。）及び第8条第1項の規定による申請に係る交付決定通知は、身体障害者手帳交付決定通知書（様式第3号）により行う。合わせて施行令第6条第1項の規定による診査を受けるべき旨の通知が必要な申請者への通知は、再認定通知書（様式第4号）により行い、手帳にも再認定時期を記載する。

## 第8 身体障害者手帳の交付申請の却下の通知

法第15条第5項の規定による通知は、身体障害者手帳却下決定通知書（様式第5号）により行う。

## 第9 身体障害者手帳返還命令書

法第16条第3項の文書は、身体障害者手帳返還命令書（様式第6号）による。

## 第10 居住地変更届書等

- 1 施行令第9条第2項及び第4項の規定による届出は、身体障害者手帳交付等申請（届）書（様式第2号）により行う。
- 2 施行令第9条第6項の規定による通知は、身体障害者居住地変更通知書（様式第7号）により行う。

## 第11 身体障害者更生指導記録票

施行令第9条第6項の規定により居住地の変更通知を受けたときは、速やかにその者について身体障害者更生指導記録票の送付について（様式第8号）を作成し、新居住地の福祉事務所に送付するものとする。

## 第12 障害証明

市長は、手帳所持者および手帳所持者から委任を受けた者より、手帳の交付内容等について証明を求められた場合は、その申請に基づき障害証明を交付することができる。この申請は、障害証明等交付申請書によるものとし、当該証明の英文による翻訳については、障害証明（翻訳版）交付申請書（様式第9号）によるものとする。

## 第13 診断書等の写しの交付

市長は、手帳所持者および手帳所持者から委任を受けた者より、公的年金等の受給に係る障害事実の証明のために交付申請時に提出した診断書・意見書等写しの交付申請があった場合は、身体障害者手帳交付にかかる診断書・意見書等（写）交付申請書（様式第10号）により交付するものとする。

## 第14 身体障害者手帳の再認定

市長は、第7の規定により手帳交付時に再認定通知書（様式第5号）の通知を受けた者に対して再認定月の3ヶ月前に再認定月到来通知書（様式第11号）により通知を行う。原則、再認定の対象者は、指定した期日までに法第15条に規定する指定医を受診し、再認定の手続きを行うものとする。指定した期日までに審査を受けなかった者に対しては再認定督促状（様式第12号）、再認定再督促状（様式第13号）をもって督促を行う。再三の督促に応じなかった場合は、手帳の返還を要するものとする。ただし、やむを得ない事由があると認められたときはこの限りでない。

## 第15 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。